

米国・欧州における通貨法制度調査

報告書（概要）

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

米国における通貨の位置づけ

- 合衆国憲法では、連邦議会に貨幣を鑄造する権限があり、州は貨幣を鑄造してはならない旨が定められている。憲法上、紙幣について明示の規定は存在しないが、合衆国最高裁判所の判例により、連邦議会による紙幣の発行権限が確認されている。
- 合衆国法典第31編（U.S.CodeTitle31）の§ 5103において、貨幣と紙幣が、すべての債務、公課、租税その他の支払いのための法定通貨であることが示されている。
- 合衆国法典上、法定通貨と認められた紙幣には、主として使用されている連邦準備券※のほか、合衆国紙幣や国法銀行券が含まれるものと考えられる。

※ 現在流通している紙幣の99%以上は連邦準備券とされる。

米国の法定通貨（米ドル）の強制通用力

- 米国の法定通貨に関して、民間企業、個人、又は組織が、商品やサービスの支払いに通貨や貨幣を受け入れることを義務付ける連邦法は存在せず、民間企業は、州法に別段の定めがない限り、現金を受け入れるか否かについて独自の方針を定める自由がある（拒否することも可能）と考えられている。
- いくつかの州や地方自治体は、現金で支払う権利を保護するため独自の法律や条例を定めている。例えば、マサチューセッツ州は、州法において、小売店は、買主が支払手段としてLegal tenderを利用することを申し出た場合には、これを受け入れなければならない旨を定めている。
- 連邦法としても、支払手段として現金を用いることが排除されないことを意図したPayment Choice Actが、2019年、2021年及び2023年に議会に提出されているなど、制定の要否が議論されている。

米国の現金の特性について

- 米国財務省は、現金の特性について、
 - 即時決済性があること
 - （クレジットカードや銀行口座を持たない）社会的弱者も利用できること
 - ほぼ普遍的に受け入れられている（ユニバーサル・アクセス）こと
 - 匿名性があること
 - 強靭性がある（いつでも/どこでも利用できる）こと
 - 大口取引には不便であること
 - 紛失や汚損のリスクがあること
 - 自動送金ができないこと

を指摘している。

米国

- **連邦準備券は、以下の流れで発行・還収されるものと考えられる**
 - **連邦準備法において、連邦準備券は、連邦準備制度理事会の裁量のもと、連邦準備代理官を通じ、連邦準備銀行に対する貸付けとして発行されるものとされている。**
 - **連邦準備銀行に貸し付けられた連邦準備券は、預金取扱機関を通じて、市中に流通することになる。**
 - **預金取扱機関が、連邦準備銀行に紙幣を注文した場合、連邦準備券は、連邦準備銀行から預金取扱機関に配達される。**
 - **紙幣は、預金取扱機関から連邦準備銀行に連邦準備券を預けることで還収する。**

米国

- 貨幣は、以下の流れで発行・還収されるものと考えられる
 - 財務長官が、合衆国の需要を満たすために必要と判断した量の貨幣を鑄造、発行する。
 - 連邦準備制度理事会は、毎月の貨幣の注文と12か月の貨幣の需要に関する予測を作成して造幣局に提出し、造幣局は、それらの予測に基づき貨幣の鑄造数を決定。
 - 連邦準備銀行は造幣局から額面価格で貨幣を購入する。
 - 預金取扱機関は、連邦準備銀行に対して貨幣を注文し、貨幣が預金取扱機関に配送されることで、人々の間に流通する。
 - 預金取扱機関は、市中の循環の過程で生じた古い貨幣を連邦準備銀行に返還することもでき、それにより当該貨幣は還収する。

米国

- 市中で流通する通貨の所有、移転に関する法制度、見解
 - 通貨は一般的に動産とみなされると考えられている。
 - 通貨の所有権は占有者にあると推定されるが、盗品等について受領者が悪意であるような場合には、真の所有者が返還を求めることができるとする裁判例も存在する。
- 流通する通貨の取扱いに関するマネー・ローンダリング対策に係る規制
 - 銀行秘密法※に基づき、1万米ドル以上を国外から米国内に持ち込む場合又は米国内から国外に持ち出す場合は届出が必要とされている。
- 通貨の不正利用、偽造に関する規制
 - 連邦法は、通貨の偽造等をした者やかかる偽造等の通貨を行使又は所持等をした者に対し、最大20年の懲役刑を科す旨定めている。

※ Bank Secrecy Act

欧州（ユーロ圏）における通貨の位置づけ

- 通貨のうち紙幣については、TFEU^{※1}128条1項において、欧州中央銀行（ECB）及び加盟国の各中央銀行（NCB）が発行するユーロ紙幣（euro banknotes）がEU域内で法定通貨（legal tender）としての地位を有する唯一の紙幣（banknotes）であると規定されている。
- 通貨のうち貨幣については、TFEU上は明記されていないものの、ユーロ導入に関するEC規則^{※2}第11条において、各加盟国が発行したユーロ貨幣は、全ての加盟国において法定通貨（legal tender）としての地位を有する唯一の貨幣である旨が規定されている。

※1 欧州連合の機能に関する条約（「The Treaty on the Functioning of the European Union」、以下「TFEU」という。）

※2 Council Regulation (EC) No 974/98 of 3 May 1998

欧州（ユーロ圏）の法定通貨（ユーロ）の強制通用力

- 「強制通用力」の内容を定義した条約や法的拘束力のあるEU法は現時点では存在しない。
- 2010年勧告^{※1}において、支払義務がある場合のユーロ紙幣及びユーロ貨幣の強制通用力について以下を意味するとされている。
 - （契約において明示的に別段の合意がある場合でない限り）強制的な受諾（Mandatory acceptance）
支払債務の債権者は、当事者間の合意がない限り、ユーロ紙幣及びユーロ貨幣を拒否することができない。
 - 額面金額全額での受け入れ（Acceptance at full face value）
ユーロ紙幣及びユーロ貨幣の貨幣価値は、紙幣及び貨幣に表示されている金額と同じである。
 - 支払債務を弁済する法的に認められた手段、すなわち債務弁済の効力を有すること（Power to discharge from payment obligations）
債務者は、ユーロ紙幣や貨幣を債権者に差し出すことで、支払い義務を免れることができる。
- 欧州司法裁判所（ECJ）の2021年判決^{※2}においても、2010年勧告を引用の上、それに沿った内容となっている。

※1 the COMMISSION RECOMMENDATION of 22 March 2010 on the scope and effects of legal tender of euro banknotes and coins

※2 欧州司法裁判所2021年1月26日判決（judgment of 26 January 2021 in Joined Cases C-422/19 and C-423/19, Dietrich and Häring (EU:C:2021:63)）

欧州（ユーロ圏）における強制通用力の制限



欧州（ユーロ圏）において、強制通用力が制限される場合

- ユーロ貨幣について1回の支払いに50枚を超える貨幣を受け入れる義務を負わない。
- 当事者が他の支払手段に合意している場合や信義誠実の原則に基づく場合は、ユーロ紙幣及び貨幣の強制的な受諾のような義務を免れることが可能。

ドイツ、フランス、イタリア各国において、強制通用力が制限される場合

- ドイツの貨幣法（MünzG）第3条第1項において、1回の支払いが200ユーロを超える場合にドイツ・ユーロ記念貨幣を受け取る義務はなく、1回の支払いがユーロ貨幣とユーロ記念貨幣の両方で行われる場合においては、たとえ200ユーロ未満であっても50枚以上の貨幣を受け取る義務はないとされている。
- フランスにおいては、通貨金融法典112-2において、貨幣による一度の支払いは50枚までとされている。
- イタリアにおいては、DECRETO LEGISLATIVO 21 novembre 2007, n. 231第49条により、現金の支払い上限額は5,000ユーロと規定されている。

欧州（ユーロ圏）の現金の特性について

- ECBはウェブサイトにおいて、現金の機能と利点に関して、
 - 包摂性（inclusiveness）
現金はデジタル・マネーへのアクセスが限られている、又は全くない人々に支払いと貯蓄の選択肢を提供し、高齢者や低所得者層のような社会的弱者の包摂のために極めて重要なものである。
 - 自由と自律性（freedom and autonomy）
停電時やカード紛失時に使えるという利点がある。
 - 安全性（security）
サイバー犯罪や詐欺・偽造に対して、安全（secure）である。
 - プライバシー（privacy）
現金取引においてプライバシー、データ、個人識別性に関する基本的な権利を尊重される。
 - 迅速性（being fast）
現金は即時に決済される。

ことについて言及している。

欧州（ユーロ圏）

- ECB及びNCBは、TFEU128条に基づき、ユーロ紙幣（euro banknotes）の発行権限を有している。なお、ECBには現金を取り扱う部署が設けられておらず、ユーロ紙幣の発行は、NCBが担っているとされている。
- 基本的に、欧州（ユーロ圏）においては、
 - 預金取扱機関である商業銀行（commercial bank）がNCBに紙幣を注文し、市中に流通させる。
 - 人々の利用を経て、再度商業銀行に紙幣が預けられる。
 - 商業銀行に受け入れられた紙幣は、NCBに還収されるか、EU法により定められた検査を受けた後に流通に適しているものは再び流通（recirculate）される。
 - NCBに還収された全ての紙幣は、本物であり、汚れ・損傷がないことの確認を行い、流通に適さないものは破棄される。の流れにより、発行・還収される。
- 貨幣は、ECBの承認を得て、加盟国が発行し、NCBを通じて商業銀行が市中へ流通させている。

欧州（ユーロ圏）

■ 通貨の所有、移転に関する法制度

- ドイツ民法では、ユーロ紙幣及び貨幣は単なる動産とされ、全ての人がユーロ紙幣と貨幣の所有権を取得し、所有権を移転することができる。

■ 流通する通貨の取扱いに関するマネー・ローンダリング対策に係る規制

- 第5次マネロン対策指令及びこれに関連する加盟国法により、現金の取引であっても一定の取引について事業者には報告義務が課されている場合がある。

■ 通貨の国外持ち出しに関する法制度

- 1万ユーロ相当の現金をEU域内に持ち込む又は持ち出す場合、加盟国の税関当局への「EU cash declaration form」を提出する義務。

■ 通貨の不正利用、偽造に関する規制

- Directive 2014/62/EU 3条1項において、加盟国は通貨の意図的な偽造、受領、所得等が処罰の対象となる措置を講じる旨が規定され、各加盟国は刑法等により偽造・変造を刑事罰の対象として規定している。

米国における主な決済手段

	現金（通貨）	預金	資金移動・プリペイドカード	クレジットカード
提供主体	連邦準備理事会・連邦議会	国法銀行・州法銀行	マネー・トランスミッター	銀行・ノンバンク
決済利用の方法、特徴	現金の物理的な授受により、決済が行われる。	<p>国法銀行・州法銀行が提供する口座に預金の預入を行い、口座の振替・振込の指図を行う。</p> <p>暗証番号型デビットカードの場合、暗証番号（PIN）を入力するとカード利用者の預金口座から即時に引き落としがなされる。</p>	<p>オンライン資金移動の場合、スマートフォンなどの端末を利用して、アカウントを持つユーザー間でアカウント上の金銭的価値を移動することにより決済が行われる。</p> <p>プリペイド・カードの場合、カードやスマートフォン端末を提示又は読取等して決済を行う。</p>	銀行・ノンバンクが発行するクレジットカードをカードリーダーで読み取るなどして決済を行う。

米国における各決済関連事業者の規制

- 米国においては、銀行は、連邦法に基づき設立される国法銀行と州法に基づき設立される州法銀行が存在するが、銀行以外の決済関連事業者に関しては、連邦法レベルで、これを直接規制する法律は見当たらない。
- 銀行以外の決済関連事業者のうち、マネー・トランスミッターに関して、州法レベルでは、統一州法全国理事会（National Conference of Commissioners on Uniform State Laws）が策定した「マネー・サービスに関するモデル法案」（Uniform Money Services Act: UMSA）の採択によるものと州独自で制定したものがある。
- クレジットカード提供者としては、クレジットカード業を営む銀行と消費者信用を行うノンバンクがあり、ノンバンクがクレジットカード事業を行う場合には州法レベルで規制される。

国法銀行・カリフォルニア州法銀行

	銀行 (bank)	
	国法銀行	カリフォルニア州法銀行
免許・登録	免許 (国法銀行)	免許 (カリフォルニア州法銀行)
業務内容	口座情報サービス	
	クレジットカード等の支払手段の発行・管理	
	電子マネー・プリペイドカードの発行	
	預金・融資	
利用者資産保護等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 最低資本規制 (連邦法) ➤ 自己資本規制 (連邦法) ➤ 預金保険 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 最低資本規制 (カリフォルニア州法) ➤ 自己資本規制 (連邦法) ※1 ➤ 預金保険
監督機関	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 通貨監督庁 ➤ 連邦準備制度理事会 ➤ 連邦預金保険公社 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ カリフォルニア州当局 (DFPI) ※2 ➤ 連邦預金保険公社 ➤ 連邦準備制度理事会 ※3

※1 FDICが定める自己資本規制 (ただし、連邦準備制度に加盟した場合はFRBが定める自己資本規制)

※2 Department of Financial Protection and Innovation

※3 連邦準備制度に加盟した場合

UMSA及びカリフォルニア州法における送金業者規制

	マネー・トランスミッター (money transmitter)	
	UMSA	カリフォルニア州法
免許・登録	免許	免許 (カリフォルニア州法)
業務内容	口座情報サービス	
	資金移動サービス	
	電子マネー・プリペイドカードの発行	
利用者資産 保護等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 担保設定義務 ➤ 純資産の維持義務 ➤ ストアード・バリュー等に係る未払債務総額以上の時価総額について許容される投資の維持義務 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 有形株主資本の維持義務 ➤ 現金預託義務 ➤ ストアード・バリュー等に係る未払債務の履行保証金等の維持義務 ➤ ストアード・バリュー等に係る未払債務総額以上の時価総額の適格有価証券の保有義務
監督機関	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 州の監督当局 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ カリフォルニア州当局 (DFPI)

米国における決済事業者の個人情報保護規制

- 2023年11月時点において、連邦法上、日本における個人情報保護法やEUにおけるGDPRのような、民間の事業者を統一的に規制する個人情報保護法はなく、また公的部門を包括的に規律する制定法は存在しない。
- 特定の分野について個別の制定法を設けるいわゆるセクトラル方式の規制が採用されており、金融分野では、プライバシー法（Privacy Act）、グラム・リーチ・ブライリー法（Gramm Leach Bliley Act（以下「GLBA」という。））及び公正信用報告法（Fair Credit Reporting Act）が挙げられる。
- 他方、例えばカリフォルニア州においては、公的機関に適用される情報慣行法（Information Practices Act）、民間金融機関に適用されるカリフォルニア州金融情報プライバシー法（California Financial Information Privacy Act）のほかに、包括的な消費者プライバシー保護規制であるカリフォルニア州消費者プライバシー法（California Consumer Privacy Act）が存在する。

米国における決済事業者の個人情報保護規制（連邦法）

■ プライバシー法（Privacy Act）

- 連邦政府機関（agency）に対し、連邦政府機関が管理する「記録（record）」の適切な保管を義務づけ
- 本人からの情報収集は行政活動の目的を達成する関連しかつ必要な範囲に限る
- 原則として他の政府機関や第三者に対して開示することを禁止
- 保有個人情報の漏洩等を防止する安全対策の構築義務

■ GLBA

- 金融機関が取得した、消費者の「非公開個人情報（non-public personal information）」について、一定の手続を履行しない状況での開示を禁止
- 消費者と顧客関係を確立する際、そして確立した後、年に一回以上の当該金融機関の「プライバシー指針（privacy policy）」の通知義務

■ 公正信用報告法（Fair Credit Reporting Act）

- 消費者報告機関によって収集された情報を対象
- 消費者に関する情報が記載された消費者報告書（consumer report）の目的以外での提供を禁止
- 情報提供者に関し、不正確な情報提供の禁止、情報の更新義務等を規定

米国における決済事業者の個人情報保護規制（カリフォルニア州法）

- **情報慣行法（Information Practices Act）**
 - カリフォルニア州政府機関による個人情報の取扱いを規定
 - 機関の目的を達成するために関連かつ必要な個人情報のみを記録する義務
 - 法定例外事由の場合を除き、保有する個人情報の開示禁止
 - 保有個人情報の漏洩等を防止するための安全対策の構築義務
- **カリフォルニア州金融情報プライバシー法（California Financial Information Privacy Act）**
 - 州内で事業を行う金融機関による個人情報の取扱いを規定
 - GLBAと異なり、消費者の非公開個人情報を、当該金融機関の「関連事業体ではない第三者（nonaffiliated third party）」に対して開示若しくは共有する場合、当該消費者の明示的な同意を取得する必要
 - その他消費者の非公開個人情報について一定の手続を履行しない状況での開示を禁止
- **カリフォルニア州消費者プライバシー法（California Consumer Privacy Act）**
 - 州内で事業を行う一定の企業による個人情報の取扱いを包括的に規定
 - 個人情報の取得前における収集する個人情報の種類、収集目的及び保有期間に関する説明義務等

欧州（ユーロ圏）における主な決済手段

	現金（通貨）	預金	電子マネー等	クレジットカード
提供主体	紙幣:ECB・NCB 貨幣:加盟国	信用機関	電子マネー業者・ 信用機関	payment service provider
決済利用 の方法、 特徴	現金の物理的な 授受により、 決済が行われる	信用機関が提 供する口座に 預金の預入を 行う	電子マネー業者等 がプリペイドカー ドを発行し、それ を利用することで、 決済が行われる	payment service provider が発行する クレジットカード を利用 することで、 決済が行われる

欧州（ユーロ圏）における各決済事業者の規制

- 欧州（ユーロ圏）における決済関連サービス事業者に係る規制は以下の通り。

	決済サービス提供者（payment service provider）			
	信用機関	電子マネー事業者	PSP （左記及び口座情報サービス事業者を除く）	口座情報サービス事業者
免許・登録	免許			登録
業務内容	口座情報サービス			
	左記以外の支払手段（クレジットカード等）の発行・管理			
	電子マネー・プリペイドカードの発行			
	預金・融資			
利用者資産保護等	資本金の額が500万ユーロ以上であること	資本金の額が35万ユーロ以上であること	サービスの内容に応じて、資本金の額が2~12.5万ユーロ以上であること	左記のような最低資本金額の要件はない
監督機関	各加盟国の監督機関（ドイツの場合は、BaFin）			

欧州（ユーロ圏）における決済事業者の個人情報保護規制

- EU域内における個人データ・プライバシーに関する統一的なルールとして、GDPRが適用される。GDPRは、個人データ（personal data）を、「識別された自然人又は識別可能な自然人（「データ主体」）に関する情報」と定義。
- GDPRは、「単独で又は他の者と共同で、個人データの取扱いの目的及び方法を決定する者」を管理者（controller）、「管理者の代わりに個人データを取扱う自然人若しくは法人、公的機関、部局又はその他の組織」をprocessor（処理者）と定義し、それぞれに対する規制を規定。具体的には以下の通り。
 - 個人データの処理にあたっては、法的根拠（本人の同意等）が必要。
 - 個人データを取り扱うにあたっては、controllerやprocessorは、リスクに見合ったセキュリティ水準を確保するため、適切な技術的・組織的措置を講じる。
- GDPRに加え、加盟国法において、決済サービスに関わる個人情報の取扱いについて、義務が加重される場合がある（ドイツの場合は、ドイツ決済サービス監督法（ZAG）により加重されている）。

デジタルユーロ規則案

- 欧州委員会は、2023年6月28日に、デジタルユーロに関する規則案を提案しているところ、主な内容は以下の通り。
 - ECBは、デジタルユーロの発行を認可する独占的な権限を有し、ECB及びNCBは、デジタルユーロの発行が可能
 - デジタルユーロは法定通貨であり、一定の場合を除き、弁済として有効なものとして受領する必要
 - 決済サービス提供者（payment service provider : PSP）がデジタルユーロ決済サービスを提供可能
 - 利用者は、PSPとのみ契約を締結し、ECB及びNCBと直接契約を締結しない
 - ECB・NCBがデジタルユーロの利用者個人を直接特定できないようにするため、最新のプライバシー保護措置の実施義務